

明治期の銀行事務について（第2回）

一般社団法人全国銀行協会

企画部金融調査室 室長 大波多 充

I. はじめに（再掲）

IV. 明治36年当時の銀行の店頭組織

1. 受付係
2. 預金係
3. 為替係
4. 割引係
5. 貸付係
6. 収納係
7. 支払係
8. 株式係
9. 支配人

V. 明治36年当時の各種手続き

1. 預け金に関する手続き
2. 借入金に関する手続き
3. 手形割引に関する手続き
4. 荷為替に関する手続き
5. 為替に関する手続き
6. 代金取立に関する手続き
7. 保護預けに関する手続き

I. はじめに^{1,2}【再掲】（第2回の内容は次頁の「IV. 明治36年当時の銀行の店頭組織」以降ご参照）

今年（明治元年（1868年））から起算して満150年という記念の年となります。わが国は明治の時代において、西洋の政治・経済制度や文化などを学び、積極的に取り入れてきました。

明治になって取り入れた制度の1つに「銀行制度」があります。江戸時代にも「両替商」が預金や貸出、為替など現在の銀行に近い業務を行っていたようですし、明治2年には欧米の「Bank」を訳したと言われる「為替会社」も創設

¹本稿における明治期の銀行制度および経済・金融情勢の記述に当たっては、小山嘉昭（2012）『詳解 銀行法【全訂版】』、日本銀行（1982）『日本銀行百年史 第1巻』、日本銀行（1983）『日本銀行百年史 第2巻』、全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会（1997）『銀行協会五十年史』等を参考にしました。

²「II. 明治36年当時の政治・経済情勢と銀行の種類・数」および「III. 明治36年当時の銀行業務」については第1回の記事をご参照ください。

されていますが、銀行法制という観点からは、明治5年に施行された国立銀行条例が最初のものとなります。ただし、同条例にもとづく国立銀行は、同32年までに全て消滅していますので、現在の銀行制度、とりわけ普通銀行制度との関係において重要なのは、同23年に制定、同26年に施行された「銀行条例」と考えられます。

本稿では、銀行条例の施行からちょうど10年後、同条例にもとづき設立された銀行の実務が、ある程度、固まってきたと思われる明治36年に発行された『銀行利用法』（著者：須田每六³、発行所：國光社出版部）の内容を基に、当時の銀行実務がどのようなものであったか、現在の銀行実務とも比較しながら紹介したいと思います⁴。

なお、本稿は、上記の書籍を基に執筆者が個人的にまとめたものであり、内容の正しさを保証するものではなく、また、本稿における意見等は、執筆者の個人的見解であり、全国銀行協会の見解を示すものではありません。また、文中、敬称は省略しております。

IV. 明治36年当時の銀行の店頭組織

『利用法』では、銀行と取引しようとする者が銀行の店頭組織を熟知しておくことはとても肝要であり、そうでなければ、自分が行おうとする取引をどの係で処理しているのか容易に知ることができず、貴重な時間と労力を浪費し、その間に商業上の好機を逸するおそれがあるとしています。

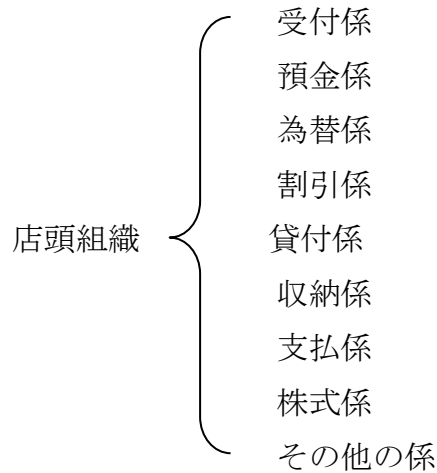
現在の銀行では、お客様がとまどうことがないよう、店頭案内係を置いたり、案内板を掲示したりするなど様々な工夫が行われていますが、取引内容によって担当窓口が異なる点は変わりませんので、自分が行う取引の窓口を予め知っておくことは、現在でも、時間と労力の浪費防止に繋がると考えられます。

銀行の店頭組織は、銀行の大小や行員の多寡によっても異なっていたようですが、『利用法』では、「都下の有名な銀行」の店頭組織を例に挙げて説明しています。

³ 著者についての詳しい情報は得られておりません。

⁴ 紹介に当たっては、旧字体を新字体に、文語体を口語体にするなど、原文に変更を加えている他、歴史的事実から明らかに誤りと思われる箇所については、執筆者の判断で修正を行っています。

図表5 銀行の店頭組織



以下、各係について説明します。

1. 受付係

銀行に関する全ての事務について取次ぎを行うところで、店頭に係を設けていない事務や銀行事務に関する問い合わせを受けていたようです。

2. 預金係

当座預金、小口当座預金、定期預金、別段預金、通知預金および預金手形等、預け金に関する一切の事務を取り扱う係ですが、当座預金と小口当座預金については、係を分けている銀行もあったようです。

3. 為替係

普通送金、電信送金等、送金為替に関する一切の事務を取り扱う係で、株式係を兼ねることもあったようです。

4. 割引係

手形割引に関する一切の事務を取り扱う係で、貸付係を兼ねる銀行もあったようです。

5. 貸付係

普通貸付、荷為替貸付等に関する一切の事務を取り扱う係ですが、荷為替については、別に係を設ける銀行もあったようです。

6. 収納係

現金の収納に関する一切の事務を取り扱う係とのことです。

7. 支払係

現金の支払い、両替および保管に関する一切の事務を取り扱うところで、銀行によっては収納係と兼ねるところもあったようです。

8. 株式係

株式に関する一切の事務および貸付割引担保品等の保管を取り扱う係とのことです。

9. 支配人

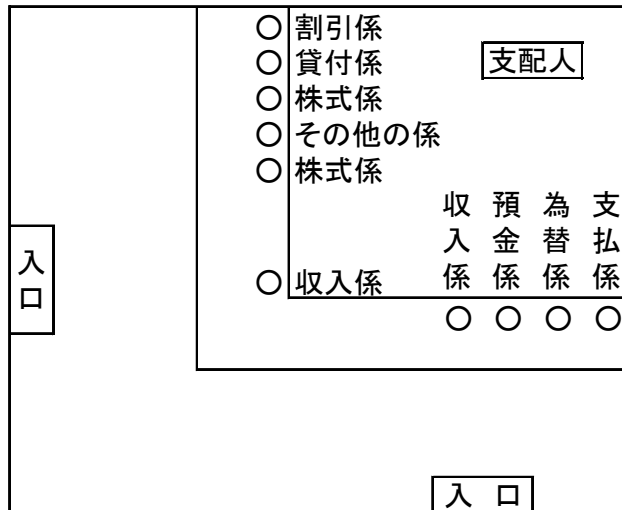
銀行の事務長として、常に頭取からの命を受けて、諸般の事務を整理し、かつ行員を指揮・監督する者とのことです。

取引上、秘密を要する事柄や取引について確答を要する事柄等に関しては、直接、支配人へ相談するのがよいとされています。

現在の銀行も、たとえば預金と貸出の窓口は分けられていますが、当時の窓口は現在以上に細分化されていたようです。

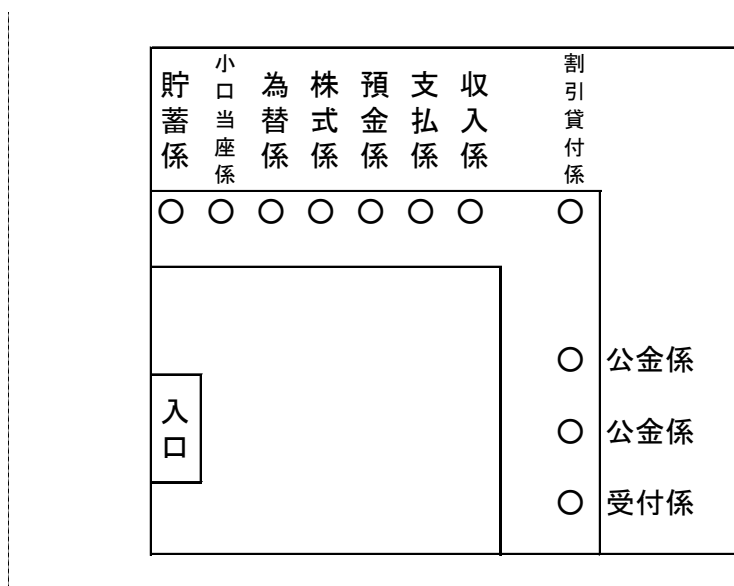
『利用法』では、店頭の各係の配置について、2つのひな型が示されています。

図表6-1 店頭各係の配置ひな型（その1）



支配人を囲む形で各係が配置されており、預金・為替業務の係と貸出業務の係が異なる方向を向いています。「収入係」というのは「収納係」と思われますが、2つあるのは、現在と異なり、預金と貸出金が必ずしも結びついていなかったからかもしれません。

図表6-2 店頭各係の配置ひな型（その2）



こちらは、お客さまを囲む形で各係が配置されており、入口からお客さまが入ってきた場合、全ての係を見渡せることになります。

「公金係」は係の説明では出てきませんでした。文字どおり、公金を扱う係だと思われます。この係が2つあるということは、政府等にかかり食い込んでいた銀行の店頭配置と推測されます。

V. 明治36年当時の各種手続き

ここでは、「第1回」の「Ⅲ. 明治36年当時の銀行業務」で紹介した業務について、実際に利用者が取引を行う際に、上記「Ⅳ. 明治36年当時の銀行の店頭組織」で紹介した係のうち、どの係に、どのような書類等を持って行くのかをご説明します。

同じような説明が続くので、少し退屈かもしれませんが、ここを読むと、銀行の利用者（お客様）が、1つの取引を行う場合でも、いくつかの係を回る必要があったことが分かります。現在であれば、「たらい回し」と非難されかねないところです。

このあたりについては、銀行もお客様目線で業務を改善してきたと言えるのではないのでしょうか。

1. 預け金に関する手続き

(1) 当座預金

① 取引開始の手続き

初めて当座預金の取引をしようとする時は、まず銀行が信用している人の紹介が必要であり、紹介状を持って預金係に申し込んでいたようです。

預金係が申込みを承諾した時は、当座勘定取引約定書へ住所、姓名、職業等を記載し、調印した後、これに印鑑筆跡控え用紙を添えて預金係に差し出し、預金係から通帳、小切手帳、入金票等を受け取って、初めて銀行の得意（取引）先となるとのことです。

紹介状がなくても取引ができる銀行は数多くあったようですが、「手堅い銀行」においては紹介状が必要だったようで、紹介状がない場合には、巨額の現金を目の前に持って来られても、取引に応じないのが通例との記述があります。これは「銀行の自衛のため」とのことであり、手形の流通が盛んで、多くの取引が信用にもとづいて行われることが多い

ことを理由として挙げています。裏を返すと信用力のない手形がそれなりに流通していたとも考えられますので、取引先の信用力の確認は、今も昔も変わらず銀行の重要事項だったということでしょう。

なお、銀行によっては、当座勘定取引を承諾した際は、通帳と入金票のみを渡し、後日、初めて預入れを行う時に小切手帳を渡すところや、入金票は全く使用せず、通帳と小切手のみを使用するところもあったとのこと。

② 預入手続き

現金により預入れを行おうとする時は、まず入金票へその預け金額、年月日および姓名等を記入し、これに現金を添えて収納係へ差し出すとのこと。収納係から収納済の仮証として、その預け金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを預金係へ差し出して、引換えに証印が押された入金票の半片を受け取り、これを持ち帰って保存することになります。

手形や小切手により預入れを行う時は、まずはその手形や小切手に裏書をした後、現金と同じ手続きを行うとのことであり、現金と手形、小切手を取り混ぜて預入れを行うケースもあったようです。

③ 引出し手続き

当座預金を引き出そうとする時は、予め銀行から受け取った小切手に必要な金額、年月日および渡し先の姓名等を記入し、これに記名調印を行い、かつ裏書の手続きを行った後、その小切手を預金係へ差し出すとのこと。預金係で検印を受けて、これを支払係へ差し出し、引換えにその現金を受け取ることとなります。

受取りは名指人と持参人のどちらも可能だったようですが、預け主が支払いをするために小切手を振り出す時は、後に問題が生じた場合に証拠になり、また、預け金の支払使途も明確になるため、必ず渡し先の姓名を明確にすべきとされています。

④ 小切手の支払保証の請求手続き

自己が振り出した小切手に対する支払保証を銀行に請求する時は、その小切手を預金係に差し出して支払保証の証印を受けるとされています。

小切手の支払保証を銀行が行うことは、現在の日本ではほとんどないと思われていますが、当時も支払保証をする場合は、預け金から支払保証の金額を差し引いていたようですので、実質的には現在の自己宛小切手と同様のものと考えた方がよいのかもしれませんが。

ただし、支払保証の請求は振出人に限られていたわけではなく、取引で小切手を受け取った者が、小切手に記載された銀行に持参し、支払保証を受けていたケースもあったようです。『利用法』では、銀行が保証を拒んだ時は、小切手振出人の預け金が「皆無」であるか、「小切手面の金額を支払保証するのに不足」である場合と断言しています。

⑤ 手形による当座預金の引出し手続き

手形によって当座預金を引き出そうとする時は、予め銀行にその旨を申し込み、かつ、これに関して約定書を差し入れておくことが必要とされています。ただし、当座勘定の開設当初に約束があるものについては、約定書の差入れは不要だったようです。

手形によって当座預金を引き出すのは、当座預金の預け主が振り出した約束手形や支払いを引き受けた為替手形の代り金を支払うため、支払期日に小切手を振り出す手数を省くためとされています。ここから推測すると、当時、当座預金は専ら小切手の利用のために用いられており、手形の代り金は、支払期日に現金で銀行に支払われていたものの、予め銀行と約定した場合に限り、手形の代り金の支払いにも用いられていた、ということかと思えます。

現在では、当座預金は小切手と手形、両方の代り金の支払いに利用されています。

⑥ 通帳記入請求の手続き

銀行の得意先は、毎月1、2回、都合のよい時に、証印を受けて持ち

帰った入金票の半片をとりまとめ、通帳を添えて預金係へ差し出し、その入金高と支払高の記入を請求すべきとしています。回数は定まったものではなく、何回でも記入を請求できるとのことです。

また、預け主の都合によって、入金票を使用せずに、直ちに通帳に証印を受けることも可能だったようです。

⑦ 小切手の使用方法・効用

小切手は当座預金を引き出すために用いるもので、銀行へ持参すればいつでも直ちに現金が引き出せるのはもちろんですが、預け主が何らかの支払いをしようとする場合、小切手を銀行に持参して現金を引き出すことなく、小切手をもって直ちにその支払いに用いることができることが利便としています。この場合、a.ただ小切手の用紙に金額を記入し、これを先方に渡すだけなので、いたずらに時間を費やすことがない、b.現金授受と異なり、金銭を改めて勘定するような煩わしさがなく、c.勘定を誤って不慮の損失を招く等の憂いもない、ということで、授受者双方にとって利便があると整理されています。

また、小切手は受け取った人がさらに他の人に渡すことができますが、この小切手が銀行で現金に引き換えられるのは、預け主が小切手を振り出した日から数日の後になるのが通例であり、銀行においては、その間、預金に利息を付けるため、すでに他人に払い渡して自己の所有ではなくなった金銭にも利息が付くこととなり、この点も小切手の利便としています。

上記a.～c.は現在の小切手にも当てはまりますが、前述のとおり、現在の当座預金には利息が付きませんので、最後の付利という利便は、現在の当座預金・小切手には当てはまりません。

⑧ 小切手使用者の注意点

預け主は火災・盗難等により、小切手を紛失することがないように大切に保管し、取扱いは預け主自らが行うか、最も信任する一人に限って取り扱わせるのがよいとしています。代理人に取扱いをさせる場合は、その代理人の姓名印鑑を銀行へ差し出すことを要するとのことであり、代

理人による取扱いが非常に厳格に行われていたことが伺われます。

その他に、小切手使用人の注意すべき点として、以下が列挙されています。

- ・ 小切手に金額その他を記入する時「インキ」を用いてはいけない。「インキ」で記入すると薬品で洗い取り、金額を改めるなどのおそれがある。必ず日本在来の墨を用い、かつ金額を記入する際には、「一」、「二」、「三」、「十」等の文字を用いず、「壺」、「弐」、「参」、「拾」等の文字を記入する必要がある。
- ・ 小切手を記入するに当たり、わが国古来の慣習として金額のところに押印するが、これは金額訂正の場合の押印と誤認することがあり、とても危険なので、押印しなくてもよい。
- ・ 小切手記入の書風は一定とすることを要する。そうでない場合、支払銀行において小切手の正否を調べるのがとても不便であり、また危険を生じるおそれがある。また記入の手数を省くために、特に自己の姓名を彫刻しておき、これを押印していることがあるが、これは最も危険なものなので、断じて用いてはならない。
- ・ 小切手には虚偽の日付を記入してはいけない。世の中には種々のやり繰りのため、たとえば1日に振り出しながら、2日もしくは5日の日付を記入することや、ひどい場合には2週間も先の日付を記入することがあるが、このようなことは法律により罰せられるので、注意すべきである。
- ・ 小切手を振り出す時は、まず預金の残高を調査することを要する。これをせずに預金の残高を超過する小切手を振り出す時は、虚偽の金額を記入したことにより、法律によって罰せられるのみならず、その小切手が手形交換所へ回り、支払銀行において支払いを拒絶された時、その小切手の振出人は、その手形交換所の組合銀行とは全て取引を拒絶されることとなり、特に信用を失うことになるので、預け主は常に預金を超過する小切手を振り出さないよう注意することが、極めて肝要である。
- ・ 小切手は正貨と同様に転々流通するものなので、途中で悪漢の手に

渡ったり、盗難に遭ったりすることもないとは言えない。小切手が持参人払いのものである時は、銀行を欺いて金員を搾取するおそれもないとは言えず、このような危険を予め防ぐために線引小切手というものがあるので、これを用いるのがよい。

線引小切手は、小切手を振り出す人または小切手を他より受け取って所持する人において、小切手の表面に筋違いに2本の朱線を引いて、その線と線との間に「銀行」あるいは「何々銀行」と朱書きしたもので、この小切手に記載された金員は、銀行（「何々銀行」と特に銀行名を記入したものは、その銀行）から受取りを申し出なければ、何人にも支払われることはないことから、万一、その小切手を紛失したり、盗難に遭ったりすることなどがあっても、直ちにその金員を受け取り去られるような危険を防ぐことができる。自己の取引する銀行に、確かに小切手の金員を受け取らせようとする場合には、「何々銀行」と朱書きすることが安全な方法である。

「インク」ではなく「墨」を使うというのは、さすがに時代を感じますが、その他の点については、概ね現在にも当てはまると言えるでしょう。5点目に書かれているのは、言葉こそ出てきませんが、現在の「不渡」や「取引停止処分制度」に当たるものですし（ただし、現在は6か月間に2回以上の不渡を出すと取引停止処分となります）、6点目に書かれている「線引小切手」の仕組みは現在も使われているものです。

(2) 小口当座預金

① 取引開始の手続き

初めて小口当座預金の取引をしようとする時は、当座預金のように紹介状は必要なく、預金係に申し込み、自由に取引することができたようです。

小口当座預金は、前述のとおり、貯蓄性が強く、与信が発生しないので、預け主の信用力は問題にならなかったのでしょうか。

② 預入手続き

預入れを行おうとする時は、入金票へその預け金額、年月日および姓名等を記入し、これに現金を添えて収納係へ差し出し、収納係から収納済の仮証として、その預け金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを預金係へ差し出して、引換えに通帳を受け取り、記入された預入金額に誤りがなければ押印して持ち帰ることになります。その場で通帳に記入してもらうところが当座預金と異なる点ですが、取引頻度が当座預金ほど多くなかったようですので、都度、記入の方が合理的だったでしょう。

当座預金と同様、現金と手形、小切手を取り混ぜて預入れを行うケースもあったようです。

③ 引出し手続き

当座預金を引き出そうとする時は、受取証に払い戻す金額、年月日および姓名等を、通帳に払い戻す金額をそれぞれ記入し、通帳に押印した後、通帳に受取証を添えて支払係へ差し出します。現金および番号札を受け取り、さらに預金係に番号札を差し、引換えに通帳を受け取ることになります。

引き出す際には、予め銀行に差し出した印鑑(印影)と同一の印章(ハンコそのもの)を使用する必要があるとのことで、このあたりは、現在の銀行窓口での預金引出しと同様です。

引出し手続きは銀行によっていろいろとあったようで、まず通帳と受取証を預金係に差し出し、預金係から検印後の受取証を受け取ったうえで、その受取証を支払係に差し出し、現金を受け取った後、預金係から通帳を返してもらうという流れの銀行もあったとのことです。

最初の例では、預金の引出の際、支払係から預金係に移動するだけで済みますが、この例では、預金係から支払係に移動したうえで預金係に戻ることで、少し面倒くさそうです。

また、当座預金のように、小切手の振出しにより引出しを行う銀行もあったとのことです。

(3) 定期預金

① 取引開始の手続き

定期預金を行おうとする時は、まず定期預金申込書へ預け金額、期限、姓名、住所、職業、年月日等を記入し、これを預金係に差し出して預金係から収納伝票を受け取るということです。これに現金を添えて収納係へ差し出し、収納係から収納済みの仮証としてその預け金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを預金係へ差し出して、引換えに定期預金証書を受け取ることになります。

こちらも銀行によって申込書を使用しないところや、申込書を収納伝票に代用することにより収納伝票を使用しないところがあったようであり、現金と手形、小切手を取り混ぜて預入れを行うケースもあったようです。

② 払戻し手続き

定期預金の払戻しを受けようとする時は、まず、定期預金証書の裏面に受け取る旨を記載し、押印の後、これを預金係に差し出すということです。預金係から利子の支払伝票および検印を行った定期預金証書を受け取り、これを支払係に差し出して、引換えに元利金を受け取るようになります。

証書面に「禁受渡」等の文言を記載している場合、名宛人以外の者に譲渡を行うことは一切できず、他人に譲渡を行っても銀行は譲り受けた者の請求に応じないので、定期預金者はもちろん、譲渡を受けた者も注意すべきとの記述がありますので、逆に読めば、受渡しを禁止する文言がなければ譲渡が可能だったと考えられます。現在は、預金規定により譲渡は禁止されています。

なお、定期預金証書の紛失、盗難については、預け主が直ちに銀行へ届出を行い、定期預りの期限後 60 日を経ても、なお発見されない場合、銀行は保証人 2 名以上の連印がある書面を受け取って、元利金の支払いを行うということです。

また、定期預金は、本人または本人の委任状を有する代理人でなけれ

ば銀行においては決して払戻しをしないとありますので、当然のことながら、当時の銀行も払戻しはかなり慎重に行っていたことが伺えます。

(4) 通知預金

① 取引開始の手続き

通知預金を行おうとする時は、まず通知預金申込書に預け金額、通知期限、住所、姓名、年月日等を記入し、これを預金係に差し出して預金係から収納伝票を受け取るということです。これに現金を添えて収納係へ差し出し、収納係から収納済みの仮証としてその預け金額を記入した一小紙片を受け取り、これを預金係へ差し出して、引換えに通知預金証書を受け取ることとなります。現金と手形、小切手を取り混ぜて預入れを行うケースもあったとのことで、手続き的には定期預金とほぼ同様だったようです。

現在の通知預金には据置期間がありますが、『利用法』には据置期間に関する記述は見当たりません。

なお、通知預金については、そもそも取り扱わない銀行があったほか、取り扱うところでも、証書を渡さず、通帳と小切手を渡しておき、必要の都度、小切手を振り出させるところもあったとのことです。

② 引出し手続き

通知預金を引き出そうとする時は、銀行に約束した期限前に引出金額を銀行に通知しておくということです。引出し当日、通知預金証書の裏面に受け取る旨を記載し、押印の後、これを預金係に差し出して、当該証書に検印を受け、かつ利子の支払伝票を受け取ります。これを支払係に差し出して、元利金を受け取ることとなります。

通知預金証書の紛失、盗難時の取扱いや、引出しが本人または本人の委任状を有する代理人に限定されている点も含めて、定期預金の払戻しとほぼ同様の手続きとなっています。

(5) 別段預金

① 取引開始の手続き

別段預金を行おうとする時は、その旨を預金係に申し出て、収納伝票を受け取るとのことです。これに現金を添えて収納係へ差し出し、収納係から収納済みの仮証として、その預け金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを預金係へ差し出して、引換えに別段預金証書を受け取ることになります。

② 一部引出しの手続き

別段預金の一部を引き出そうとする時は、別段預金証書裏面の枠内へ引き出す金額および年月日を記入し、押印のうえ預金係へ差し出し、支払伝票を受け取るとのことです。これを支払係に差し出して現金を受け取ることになります。

③ 別段預金の全部引出しの手続き

別段預金の全部を引き出そうとする時は、別段預金証書裏面に受取りに関する記入を行い、押印のうえ預金係へ差し出すとのことです。別段預金証書に検印を受けて、これを支払係に差し出して現金を受け取り、かつ預金係から別段預金証書を受け取ることになります。

別段預金の一部を引き出そうとする時は、別段預金証書裏面の枠内へ引き出す金額および年月日を記入し、押印のうえ預金係へ差し出し、支払伝票を受け取ります。これを支払係に差し出して現金を受け取り、かつ預金係から別段預金証書を受け取るとのことです。

(6) 預金手形

① 発行依頼の手続き

預金手形の発行依頼をしようとする時は、その旨を預金係に申し出て、預金係から収納伝票を受け取るとのことです。これに現金を添えて収納係へ差し出し、収納係から収納済みの仮証としてその金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを預金係へ差し出して、引換えに預金手形を受け取ることになります。

② 預金手形金受取りの手続き

預金手形の代り金を請求しようとする時は、預金手形の裏面に受取りに関する記入を行い、押印のうえ預金係へ差し出し、検印を受けるとのことです。これを支払係に差し出し、預金を受け取ることとなります。

預金手形の代り金を受け取る権利を他人へ渡そうとする場合は、預金手形の裏面に受渡し双方が記名、押印を行ったうえで、預金手形を交付します。

前述のとおり、預金手形は現在の自己宛小切手に該当すると思われませんが、現在の小切手はいつでも現金化が可能なので、譲渡される例は多くないとのこと⁵。当時の預金手形も、いつでも現金化が可能だったようですが、現在ほど現金の払込手段（振込など）が発達していなかったことから、預金手形の譲渡にも一定にニーズがあったのかもしれない。

2. 借入金に関する手続き

(1) 借入金

① 取引開始の手続き

借入金を受けようとする時は、まず借入金依頼紙に記載事項（取引日付、期限、期日、金額、保証人住所、保証人、担保品）を記入し、貸付係に申し込むとのこと。承諾された場合には、借入金証書、承諾証書、委任状等を記入し、記名押印のうえ担保品を添えて貸付係へ差し出して支払伝票を受け取り、これを支払係へ差し出して現金を受け取ります。次に貸付係に担保品受取書を請求し、これを保管することになります。

借入金証書には、利息の利率や支払回数、返済期限などのほか、(a) 期限までに返済されなかった場合には、催告をせずに担保品を売却し、その代金をもって元利金を取り立てること、それでも不足する場合には、直ちに弁償すること、(b) 期限までに、天災その他の事故により、担

⁵ 全国銀行協会（2012）25 頁。

保品に滅失、毀損その他の故障が生じた場合には、直ちに代替りの担保を差し入れ、担保品の価格が下落した場合は、銀行の希望に応じて、その不足分に対して入金を行うか、担保品を増やすこと、(c) 上記 (b) の義務を履行しない場合には、上記 (a) と同様の措置を取ることなどが記載されていたようです。

全ての銀行が同様の対応を行っていたかは分かりませんが、保証人や担保品の徴求など、借入金の管理はかなり厳格に行われていたことが伺われます。

② 借入金内入および担保品引出しの手続き

借入金の内入金を振り込む時は、貸付係に申し込み、貸付係から収納伝票を受け取るということです。これに現金や手形、小切手を添えて収納係へ差し出します。収納係から収納済みの仮証として一小紙片を受け取り、これを貸付係へ差し出して、引換えに内入金を受取書を受け取るということです。

また、内入に伴い担保品を引き出そうとする時は、内入金を振り込む際、その旨を貸付係に申し込み、かつ担保品引出請求書を差し出すことが必要だったようです。

「内入」という言葉は、最近ではあまり使われないかもしれませんが、現在の「一部繰上げ返済」と考えればよいでしょうか。

③ 担保品交換請求の手続き

借入金の担保として差し入れた品物を交換しようとする時は、貸付係に申し込むということです。承諾された場合、新たに差し入れる担保品および承諾証書、委任状等に、引き出そうとしている担保品を受取書と担保品交換書を添えて貸付係に差し出して、引換えに担保品および新たに差し入れた担保品受取書を受け取ることになります。

④ 借入金返済の手続き

借入金の期日返済を行おうとする時は、貸付係に申し込み、貸付係から元利金の支払伝票を受け取るということです。これに現金を添えて収納

係へ差し出し、収納係から収納済みの仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取ります。これに担保品受取書を添えて貸付係へ差し出し、引換えに借入金証書、承諾証書、委任状および担保品を受け取るようになります。

⑤ 無担保借入金における取引開始の手続き

無担保で借入金を受けようとする時は、貸付係へ申し込み、承諾された場合には、借入金証書を調製し、これを貸付係へ差し出すとのことです。貸付係から支払伝票を受け取り、これを支払係へ差し出して現金を受け取るようになります。

手続きは担保の有無に関わらず基本的に同じで、保証人も立てていたようです。

⑥ 利子支払通知を受けた時の手続き

銀行から利子の請求を受けた時は、銀行からの通知状を貸付係へ差し出し、支払いすることを申し出て収納伝票を受け取り、これにお金を添えて収納係へ差し出すとのことです。収納係から収納済みの仮証として、その金額を記載した一小紙片を受け取り、これを貸付係へ差し出して、引換えに利子の受取書を受け取るようになります。

現在は利子の支払いも銀行口座を通じて行うことが一般的かと思いますが、当時は利子の支払いの際にも店頭まで足を運んでいたことが分かります。

⑦ 借入金返済延期申込みの手続き

借入金返済の延期を請求する時は、貸付係に申し込み、承諾された場合、借入金延期書に押印後、これを貸付係に差し出すとのことです。

『利用法』には、このようにあっさりとした記載しかなく、実際にどの程度、返済延期が認められていたかは不明です。

(2) 当座預金借越

① 取引開始の手続き

当座預金借越⁶の取引を行おうとする時は、貸付係へ申し込むことです。承諾された場合には、当座預金借越約定書、担保品差入証書、承諾証書、委任状、担保品等を差し出し、担保品受取証を受け取ることになります。

当座預金借越約定書では、借越限度額や利息の利率、支払回数のほか、銀行の都合や担保品の価格下落による借越限度額の引下げ、金融の繁閑による利息利率の変更（銀行からの通知の日より変更）、銀行からの1週間前の予告による返済、返済が滞った場合の担保品の売却などが定められていたようです。

当座預金借越に関する取扱いは、預金係において行うものとの考え方もあったようですが、当座預金借越は銀行から見ると貸出に属することから、ここでは貸付係に申し込むものとされています。銀行によっては、約定と解約等の取扱いに限って貸付係において取り扱い、借越や内入金等に係る取扱いは預金係で行うところもあったようです。

当座預金借越を行おうとする時は、通常の当座預金の引出しと同様に、小切手を振り出し、これを預金係に呈示して検印を受け、支払係から現金を受け取ることとなります。

内入や全額返済については、特に当座預金借越の分として銀行に示さなくても、当座預金の手続きに従って預入れを行えば、銀行において、それぞれ整理記帳するとのことでした。

② 解約の手続き

当座預金借越の取引を解約する時は、その旨を貸付係に申し込み、元利金の収納伝票を受け取り（ただし、全額返済している場合は不要）、これに現金または要求払手形（預金手形を指しているものと思われます。）もしくは小切手を添えて収納係へ差し出すとのことでした。収納係から収納済みの仮証として、その元利金額を記入した一小紙片を受け取

⁶ 『利用法』は銀行利用者の視点で書かれているため「当座預金借越」となっています。銀行側の視点で見れば「当座預金貸越」になります。

り、これに担保品受取書を添えて貸付係へ差し出し、引換えに当座預金借越約定書、担保品差入証書、承諾証書、委任状および担保品を受け取ることとなります。

3. 手形割引に関する手続き

○ 手形割引

① 手形割引の手続き

手形の割引を依頼しようとする時は、まず割引依頼紙に手形に関する事項（手形種類、為替手形振出人または約束手形名宛人姓名、為替手形支払人または約束手形振出人姓名、手形日付、支払期日、割引日数、手形金額など）および担保品の種類等を記入し、押印のうえ、手形を添えて割引係に申し込むとのことです。承諾された場合は、手形に裏書を行い、これに担保品、担保品差入証書、承諾証書、委任状等を添えて割引係に差し出し、振替伝票を受け取ります。これを支払係へ差し出して、手形金額から割引料を引いた残額（手取金）を受け取るとともに、割引係から担保品預り証を受け取ることとなります。

② 自己振出の手形割引の手続き

自己振出の手形の割引をしようとする時は、その旨を割引係に申し込むとのことです。承諾された場合には、手形を作成し、記名押印のうえ、担保品、担保品差入証書、承諾証書、委任状等を添えて割引係に差し出します。これにより、手形金額から割引料を引いた残額（手取金）を受け取るとともに、割引係から担保品預り証を受け取ることとなります。

③ 手形割引金の当座預金への振替手続き

手形割引の手取金をすぐに当座預金に振り替えようとする時は、手形割引の手続きを行う際に割引係に申し込み、割引係から当座預金記帳済書を受け取るとのことです。当座預金記帳済証は、後日、入金票の半片を取りまとめて通帳への記入を請求する際（上記「1. (1)⑥通帳記入請求の手続き」をご覧ください。）、必ずこれに添えて預金係に差し出すこととなります。

④ 手形割引金の送金為替への振替手続き

手形割引の手取金をすぐに送金為替に振り替えようとする時は、手形割引の手続きを行う際に割引係に申し込み、かつ為替申込書を差し出し、割引係から送金手形を受け取るということです。

⑤ 手形代金支払いの手続き

手形の代り金を支払う時は、割引係に申し込み、収納伝票を受け取るということです。これに現金または他行宛要求払手形もしくは小切手（手形、小切手については、必ず裏書の手続きを行うことが必要となります。）を添えて、収納係に差し出し、収納係から収納済みの仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取ります。これに担保品預り証を添えて、割引係に差し出し、引換えに手形および担保品、担保品差入証書、委任状等を受け取ることになります。

4. 荷為替に関する手続き

○ 荷為替

① 事前依頼時の手続き

荷為替の取組みを事前に依頼しておく時は、まず、荷為替係に申し込み、承諾された場合、荷為替約定書を荷為替係に差し出しておくということです。この方法は、絶えず荷為替の取組みを行う者にとって、1回ごとに担保差入証書を差し入れる手間が不要であるため、とても便利な仕組みとされています。ただし、次の②で説明しますが、1回ごとに担保差入証書を差し入れるケースもあったようです。

荷為替約定書には、a. 出荷主が振り出す銀行を受取人とする為替手形に船荷証券または貨物引換証を添えること、b. 荷為替の貨物には原価（運賃を加算）に相当する海上または陸上保険を付し、船荷証券または貨物引換証に保険証券もしくは保険承認状を添えること、c. 荷受主（支払人）が為替手形の引受けや支払いを拒んだ時、または荷受主が支払期日前に支払停止または破産した場合、出荷主は銀行からの通告があり次第、拒絶証書の作成なしに、直ちに為替手形の金額およびそれに附

帯する費用を支払うこと、d. 上記「c.」の通告を受け、1週間以内に為替金額および附帯の費用を支払わない場合には、何らの通知や催告なしに、手形に付属した船荷証券または貨物引換証によりその貨物を引き取り、銀行または銀行の代理人が適宜、売却を行い、その代金をもって為替金額、延滞利息、運送費、倉敷料その他の費用を取り立ててよいこと、e. 上記「d.」の貨物の売却代金だけでは為替金額等に不足する場合には、出荷主または保証人が速やかに支払いを行うことなどが記載されています。

② 実施依頼時の手続き

荷為替の取組みの実施を依頼する時は、まず荷為替取組申込書に記載事項（為替金額、担保品、保険金額、支払期日、受取人、支払地、依頼人、振出地など）を記入したうえで荷為替係に申し込み、承諾された場合、銀行を受取人とする為替手形に担保品差入証書、船荷証書または貨物引換証、保険証券または保険承認状等を添えて荷為替係に差し出し、振替伝票を受け取るということです。これを支払係に差し出し、為替手形の金額から利子や手数料等を差し引き、残額（手取金）を受け取るようになります。

上記①で説明した、予め荷為替約定書を荷為替係に差し出すことにより、都度、担保差入証書を差し入れないケースにおいては、荷為替取組申込書の記載事項も若干異なっていたようで、受取人や依頼人、振出地の記載欄がない一方、名宛人（支払人）のほか船荷証券や貨物引換証、保険証券や保険承認状の通数を記載する欄が設けられていたようです。

③ 手取金の当座預金・定期預金への振替手続き

荷為替の取組みの手取金をすぐに当座預金や定期預金に振り替えたい時は、荷為替の取組みを依頼する際に、その旨を荷為替係に申し込み（定期預金に振り替える場合には、定期預金申込書も必要だったようです。）、割引係から、当座預金記帳済書または定期預金証書を受け取るということです。

④ 荷為替払込の案内を受けた時の手続き

銀行から荷為替払込の案内を受けた時は、その案内書を荷為替係に差し出し、収納伝票を受け取って、これに現金または裏書の手続きをした他行宛要求払手形または小切手（同行宛要求払手形または小切手の時は振替伝票も必要だったようです。）を添えて、収納係に差し出すとのことです。収納係から収納済みの仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取り、これを荷為替係に差し出して、引換えに為替手形船荷証券または貨物引換証、保険証券または保険承認状等を受け取るようになります。

荷為替案内書には、金額や物品、振出人、支払期日などが記載されていたようです。

5. 為替に関する手続き

(1) 送金為替

① 取組み依頼時の手続き

送金為替の取組みを依頼する時は、まず為替申込書に記載事項（金額、受取人姓名、為替受取場所、依頼人住所・姓名など）を記入したうえで為替係に差し出し、為替金および為替手数料の収納伝票を受け取るとのことです。これに現金または裏書の手続きをした他行宛要求払手形または小切手（同行宛の手形または小切手の時は振替伝票も必要だったようです。）を添えて収納係に差し出し、収納係から収納済みの仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを為替係に差し出して、引換えに為替手形を受け取ることとなります。

② 取立て手続き

送金為替の取立てを行う時は、まず為替手形に裏書の手続きを行ったうえで、為替係に差し出し、検印を受けるとのことです。これを支払係に差し出して、現金を受け取ることとなります。

(2) 電信為替⁷

① 電信為替の取組み依頼時の手続き

電信為替の取組みを依頼する時は、まず電信送金依頼書に記載事項（金額、受取人住所・姓名、依頼人住所・姓名など）を記入したうえで為替係に差し出し、為替金および為替手数料の収納伝票を受け取るということです。これに現金または裏書の手続きをした他行宛要求払手形または小切手（同行宛の手形または小切手の時は振替伝票も必要だったようです。）を添えて収納係に差し出し、収納係から収納済みの仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを為替係に差し出して、引換えに領収証書を受け取り、直ちに受取人に対して、その旨を電報するということです。

支払銀行の希望によっては、受取人は相当の保証人を立てることが必要になるケースがあり、受取人がこれに応じない場合には、支払いが行われないこともあったようです。支払銀行にとっては、送金為替と異なり、支払いの裏付けとなる手形が存在しないことから、このような取扱いにならざるを得なかったものと思われます。

② 取立て手続き

電信為替の取立てを行う時は、送金差出人から送られた電報に電信為替領収証を添えて為替係に差し出し、支払伝票を受け取るということです。これを支払係に差し出して、現金を受け取ることになります。

ここで出てくる「電信為替領収証」は、上記①で出てくる「領収証書」とは別のもので、受取人が作成し、支払銀行に差し出していたものと思われます⁸。

⁷ 「電信為替」というのは、「Ⅲ. 3. (1)送金為替」で説明した電報を使った送金のことです。

⁸ 「電信為替領収証」が上記①で出てくる「領収証書」と同じものだとすると、依頼人（支払人）が受取人に郵送しなくてはならなくなりますが、そうになると支払いのタイミングが送金為替と変わらなくなり、電信為替の意味がなくなってしまう。

6. 代金取立に関する手続き

○ 代金取立

① 代金取立依頼の手続き

約束手形や為替手形の代金取立を依頼しようとする時は、手形の裏書手続きを行ったうえで割引係に差し出し、取立手数料の収納伝票を受け取るということです。これに手数料を添えて収納係に差し出し、収納係から収納済の仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを割引係に差し出して、手形の預り証を受け取ることになります。預り証には、通数や手形の種類、取立地、手形番号、振出人名、期日、支払人名などが記載されていたようです。

② 手形代金受取りの手続き

銀行から手形代金取立済の通知を受けた時は、その通知状に手形の預り証を添えて、為替係に差し出すということです。支払伝票を受け取り、これを支払係に差し出して、現金を受け取ります。

7. 保護預けに関する手続き

○ 保護預け

① 保護預け依頼の手続き

保護預け⁹を依頼しようとする時は、まず保護預依頼書に保護預けの物件種類その他の記載事項を記入し、これに保護預けの物件を添えて、株式係に差し出すということです。保管手数料の収納伝票を受け取り、これに手数料を添えて収納係に差し出し、収納係から収納済の仮証として、その金額を記入した一小紙片を受け取ります。これを株式係に差し出して、引換えに保護預り証書を受け取ることになります。

② 保護預け品引出しの手続き

保護預けの物品を引き出そうとする時は、まず保護預り証書の裏面に受取りに関する記入を行い、これを株式係に差し出して、引換えに保護

⁹ 『利用法』は銀行利用者の視点で書かれているため「保護預け」となっています。銀行側の視点で見れば「保護預り」になります。

預けの物件を受け取るということです。

以 上

参考文献

全国銀行協会（2012）『動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし』

本稿は、明治 36 年に発行された『銀行利用法』（著者：須田每六、発行所：國光社出版部）を基に執筆者が個人的にまとめたものであり、内容の正しさを保証するものではなく、また、本稿における意見等は、執筆者の個人的見解であり、全国銀行協会の見解を示すものではありません。